

答 申 第 5 4 号  
( 諮 問 第 5 4 号 )

平成 2 9 年 8 月 2 1 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 8 年 9 月 6 日付け鎌経第 6 8 7 号で諮問のあった下記の事案  
について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

平成28年3月28日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「鎌倉市文学館指定管理者選定委員会（1）平成27年5月25日会議録（2）平成27年10月1日会議録（3）『事前に確認を行った審査基準』事前の日時が検証できる文書及び審査基準作成に係る起案文書一式」に対して実施機関鎌倉市長が平成28年4月8日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる情報は公開することが妥当である。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成28年3月28日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「鎌倉市文学館指定管理者選定委員会（1）平成27年5月25日会議録（2）平成27年10月1日会議録（3）『事前に確認を行った審査基準』事前の日時が検証できる文書及び審査基準作成に係る起案文書一式」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成28年4月8日付け鎌倉市指令文人第18号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成28年4月11日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求人から平成28年5月2日付けで提出された反論書、同年5月27日付けで提出された再反論書及び平成29年3月2

4日付けで提出された意見書並びに平成29年4月17日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 本件処分通知書によれば「会議録及び起案文の選定委員名並びに委員を特定できる文書」について条例第6条第3号及び4号該当として縷々述べるが、実施機関独自見解であり、同条第3号及び4号に規定する「おそれ」の意義についてそれぞれ法的保護に値する蓋然性に言及しないことは、理由付記として不当である。

イ 条例第1条（目的）には「この条例は、地方自治の本旨に即した市政を運営する上において、市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性にかんがみ、行政文書の公開に関し必要な事項を定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進することを目的とする。」とある。委員は報酬を得ているのであるから、市政の透明性、公正性の担保及び説明責任の観点から、処分庁の当該処分は、審査請求人や市民の行政文書の公開を請求する趣旨をないがしろにするものであって不当であり、条例第1条の目的を理解せず、許されるものではない。

ウ 鎌倉市文学館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項2号に定める公務員に該当する。実施機関は条例第6条第3号、第4号該当として本件処分を行ったが、条例第6条第1号ウ「当該個人が公務員等（省略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するため、実施機関は議事録の委員名を公開すべきである。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成28年4月25日付けで提出された弁明書及び同年5月24日付け再弁明書並びに平成29年4月17日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決

定処分とした理由は、大要次のとおりである。

- (1) 公の施設の指定管理者選定委員会は、「鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例」(平成24年2月24日条例第22号)において、「公の施設の指定管理者の適正かつ公平な選定について調査審議するため」(第1条)に設置されている。

鎌倉文学館の指定管理者選定においても、適正かつ公平な指定管理者の選定を行うため、選定委員会を設置し調査審議を行った。選定委員会は、鎌倉文学館の特徴を理解し適切な運営のできる指定管理者を選定するため、市職員では対応できない各分野の専門知識を有した外部委員で構成されている。選定委員会では、外部からの圧力等がかかることなく、選定委員一人ひとりが独立した立場で自己の見識や信念に基づき、率直な意見を述べることのできる条件を確保することが必要である。

- (2) 会議録及び起案文の選定委員名を公にすることは、選定に際して個別の委員がいかなる発言・評価をしたのかが明らかになり、第三者が選定結果に関する不服や批判等を個別の委員に向けるおそれがある。そして、利害関係人等から受ける批判等に対応する負担を回避したいという心理的圧迫感を選定委員が抱き、自らの見識や信念に従った評価を中立的に行うことができなくなるという事態を招くことにもなり、今後、選定委員会で同様の選定を実施しようとする場合に適正かつ公平な指定管理者選定がなされないおそれがあるため、会議録及び起案文の選定委員名並びに委員を特定できる文言は、条例第6条第3号に該当するとして非公開とした。

- (3) 鎌倉文学館は、「鎌倉市文学館条例」(昭和60年7月1日条例第2号)によって、「鎌倉にゆかりのある文学者に係る著書、原稿、愛用品等(以下「文学館資料」という。)を収集し、整理保存し、及び展示して市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資する」(第1条)ことを目的に設置された施設である。

鎌倉文学館の指定管理者選定の際は、その定めによる文学館資料の収集、保管、展示及び利用、調査及び研究等の質が保たれるかを判断するため、選定委員会のいずれかの委員に反復して同施設の次期指定管理者選定時に委員の就任を依頼している。したがって、議事録及び起案文の選定委員名並びに委員を特定できる文

言を公にし、個別の発言・評価が明らかとなった場合、各委員への第三者からの圧力や事業者からの働きかけ等が生じるおそれがある。次期指定管理者選定委員会設置の際、そのような心理的負担を回避するため委員就任を避ける者が出た場合、適任の人材を選任することが困難となり、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、会議録及び起案文の選定委員名並びに委員を特定できる文言は、条例第6条第4号に該当し、非公開とした。

- (4) 審査請求人は、理由付記が不当である旨を主張するが、非公開該当条文や非公開理由を記載しており、審査請求人の主張には理由がない。
- (5) 審査請求人は、委員名については条例第6条第1号アに該当し、非公開の対象とならない旨を主張するが、本件処分において当該箇所は条例第6条第3号の「率直な意見の交換若しくは意見決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」のある情報と、同条第4号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある情報に該当するとして非公開としたものであり、同条第1号の個人情報情報を理由に非公開にしたものではないことから、審査請求人の主張は失当である。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、口頭意見陳述において、審査請求人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、鎌倉文学館指定管理者選定委員会における2回の会議に係る会議録と、審査基準の作成に係る「第1回鎌倉市文学館指定管理者選定委員会の開催について」及び「鎌倉市文学館指定管理者選定に係る募集要項等の内容確定について」の2件の起案文書及び添付書類一式である。

そこで、本件各対象文書について、選定委員名を条例第6条第3号及び同条第4号に該当するとして非公開とした実施機関の主張について、以下、検討する。

##### (2) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法

人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

イ 一般的に、いわゆるプロポーザル方式による業者選定は、競争入札方式のように価格の点だけで業者選定を行うのではなく、客観的な数値で示されていない応募者の提案内容や業務遂行能力等を評価する必要がある。その評価にあたっては、各選定委員が各々の知識や見識に従って公正、中立な立場で行わなければならない。

本件における指定管理者の選定においても、審査基準に基づき評価を行い、その評価の合計によって選定を行っているが、こうした選定方式の前提として、各選定委員が、評価の対象以外の事由に左右されることなく、自己の見識や信念に基づき自立的な評価を行うことのできる条件を確保する必要がある。

会議録の委員名を公開すると、個別の委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、選定から外れた業者やその関係者といった利害関係人が、選定されなかった不服や批判を自己に不利な評価をした選定委員に向ける可能性を否定することはできない。このことに対する懸念が、選定委員に利害関係人等から受ける批判等に対応する負担を極力回避したいという心理的圧迫感を生じさせ、その結果、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、本件会議録の委員名を条例第6条第3号に該当するとした判断は妥当である。

一方、起案文「鎌倉市文学館指定管理者選定に係る募集要項等の内容確定について」において非公開とした委員名は、指定管理者の選定に直接影響するものではなく、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえないから、条例第6条第3号に該当するとした判断は妥当でない。

(3) 条例第6条第4号該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関、(中略)が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、「次に掲げるおそれ」としてアからオまでの5つをあげているが、エとして「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を定めている。

イ 実施機関は、委員名を条例第6条第4号にも該当するとして非公開とするが、会議録の委員名についての公開の可否に係る当審査会の判断は上記のとおりであるから、同条第4号該当性について判断するまでもなく、非公開が妥当である。

一方、起案文「鎌倉市文学館指定管理者選定に係る募集要項等の内容確定について」において非公開とした委員名は、指定管理者の選定に直接影響するものではなく、ひいては公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれも認められないことから、条例第6条第4号に該当するとした判断は妥当ではない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 付言

対象文書を見分したところ、「第1回鎌倉市文学記念館指定管理者選定委員会 会議録」において、「会議の運営方法等について」として、委員の個人名を非公開とすることを事務局が提案した旨の記載が認められる。

本来、公開、非公開の判断は、当該文書の起案及び保存時並びに行政文書公開請求があつた際に判断すべきところ、こうした慣行は、実施機関が恣意的に非公開事由を作出することにつながりかねず、不適切といわざるを得ない。

実施機関に対し、条例の本旨を理解した適切な対応を求める。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

公開すべき情報

該当資料名称	
該当項目	該当内容

【第3号・第4号該当】

起案文「鎌倉市文学館指定管理者選定に係る募集要項等の内容確定について」	
「1 理由」 6行目	委員名

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
28 / 3 / 28	行政文書公開請求書が提出される
4 / 8	行政文書一部公開決定通知書送付
4 / 11	審査請求書が提出される（処分庁：文化人権推進課 審査庁：経営企画課）
4 / 25	処分庁が弁明書を提出
5 / 2	審査請求人が審査庁に反論書及び口頭意見陳述申出書を提出
5 / 24	処分庁が再弁明書を提出
5 / 27	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
7 / 28	口頭意見陳述を実施
9 / 6	審査会に対し諮問
29 / 3 / 24	審査請求人が意見書を提出
4 / 17	第87回審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述） （処分庁からの口頭による決定理由説明）
7 / 10	第88回審査会で審議
8 / 21	答申（答申第54号）